

社会福祉法人雨竜ことぶき会役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雨竜ことぶき会（以下「当法人」という）定款第6条、第8条、第22条、第30条の規定及び当法人が定める苦情解決規程に基づき、評議員選任・解任委員、役員（理事、監事）、評議員及び第三者委員、顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし退職手当は支給しない。
2. 常勤役員等に対する退職手当は、役員等を任期満了または辞任等した者に当法人が定める職員給与等支給規則第22条を適用し支給するものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、当法人が定める職員給与等支給規則第23条に基づき、社会福祉施設職員退職手当共済法及び北海道民間社会福祉事業職員共済会により支給される額
- (3) 通勤手当については、当法人が定める職員給与等支給規則第13条を適用し支給する。その他の各種手当については、理事長が必要と認めた場合に限り支給することができるものとする。
- (4) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人が定める役職員等の旅費支給規則に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人が定める役職員等の旅費支給規則に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ねて、職員給与を支給されている者の役員等の報酬については、職員給与等支給規則第21条の3に定める役員等手当とし、別表第3に定める額を支給する。

2. 就業規則第12条の1に定める定年後の再雇用を受け継続雇用されている者以外の嘱託職員であって、役員等に就任した施設の管理者(施設長又は相当職)等については、過去の職歴、経験等を考慮の上、予算の範囲内において、役員等の報酬を含めて、年間の給与等を理事長と業務執行理事が協議し、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日である場合は、当法人が定める職員給与等支給規則第8条第4項を適用する。
- (2) 常勤役員等に対する退職手当については、当法人が定める職員給与等支給規則第23条における社会福祉施設職員退職手当共済法及び北海道民間社会福祉事業職員共済会による退職手当の支給日とする。
2. 非常勤役員等に対する報酬は、職務執行及び当該会議に出席及び法人業務等の出勤した都度、支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び賃金控除に関する協定に基づく控除並びに本人から申し出があったものについては、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。ただし、第4条第1項第1号に定める別表第2の第4号の評議員選任・解任委員の報酬については、理事会の議決をもって行うものとする。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成28年11月30日の理事会、評議員会の議決をもって制定し、平成29年4月1日より施行する。ただし、評議員選任・解任委員における報酬の支給については、平成28年12月1日以降に開催される理事会において評議員選任・解任委員の選任が理事会により議決がされた日後の最初の評議員選任・解任委員会が召集された日より施行する。
2. 社会福祉法人雨竜ことぶき会役員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成7年3月28日制定)及び社会福祉法人雨竜ことぶき会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規則(平成15年11月25日制定)は、平成29年4月1日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和2年9月開催の理事会及び評議員会の議決をもって改正し、令和2年10月1日から適用する。ただし、改正後の第5条第1項の規定については、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月13日から一部改正施行

附 則

この規程は、令和4年11月開催の理事会及び評議員会の議決をもって改正し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
業務執行理事	月額 410,000円
理 事	月額 250,000円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

評議員会への出席	日額 20,000円
上記の他、法人業務等	日額 20,000円

（2）理 事

理事会への出席	日額 20,000円
上記の他、法人業務等	日額 20,000円

（3）監 事

監事監査への出席	日額 20,000円
上記の他、法人業務等	日額 20,000円

（4）評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務等	日額 10,000円

（5）第三者委員

苦情解決規程に基づく出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務等	日額 10,000円

（6）顧問

顧問の職務執行	日額 20,000円
上記の他、法人業務等	日額 20,000円

別表 3（職員等の報酬）

職 員	月額 30,000円
-----	------------